

I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2022年2月28日

2022年3月1日～

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類等

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条 オープンコンピュータ通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
1 第2種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して提供するオープンコンピュータ通信網サービス又は</u> 利用回線、DSL回線、光アクセス回線、加入者回線、移動利用回線 <u>若しくは</u> モバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、第4種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの

第4条 (略)

第3章 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

第5条～第7条 (略)

目次 (略)

第1章～第5章 (略)

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類等

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条 オープンコンピュータ通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
1 第2種オープンコンピュータ通信網サービス	DSL回線、光アクセス回線、加入者回線、移動利用回線 <u>又は</u> モバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、第4種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの

第4条 (略)

第3章 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

第5条～第7条 (略)

～2022年2月28日	2022年3月1日～
<p>(第2種契約申込みの方法)</p> <p>第8条 共通編第9条(I P 通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第2種契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>(1) 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、区分及び通信又は保守の態様による細目。</p> <p>(2) 利用回線、D S L 回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の氏名又は名称。</p> <p>(3) 利用回線、D S L 回線又は光アクセス回線に係る終端の場所。</p> <p>(4) 利用回線、D S L 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限ります。)</p> <p>(5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項。</p> <p>(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の契約約款及び料金表(利用回線、D S L 回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。)に規定する事項のうち、次に掲げる当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供に必要な事項とします。</p> <p>ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項</p> <p>イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの工事を実施するために必要な事項</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第15条の4 (略)</p>	<p>(第2種契約申込みの方法)</p> <p>第8条 共通編第9条(I P 通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第2種契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>(1) 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、区分及び通信又は保守の態様による細目。</p> <p>(2) D S L 回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の氏名又は名称。</p> <p>(3) D S L 回線又は光アクセス回線に係る終端の場所。</p> <p>(4) D S L 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限ります。)</p> <p>(5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項。</p> <p>(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の契約約款及び料金表(D S L 回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。)に規定する事項のうち、次に掲げる当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供に必要な事項とします。</p> <p>ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項</p> <p>イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの工事を実施するために必要な事項</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第15条の4 (略)</p>

～2022年2月28日	2022年3月1日～
<p>第4章 通信</p> <p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第16条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</p> <p>(1) ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間</p> <p>(2) 特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間</p> <p>(3) ポータブルIPアクセスからアクセスポイントへの接続時間</p> <p>(4) ダイヤルアウトに係る接続時間</p> <p>(5) ダイヤルアップアクセス回線からオープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線、加入者回線等又はDSL回線への接続時間</p> <p>第5章 料金等</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>第4章 通信</p> <p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第16条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間</p> <p>(3) ポータブルIPアクセスからアクセスポイントへの接続時間</p> <p>(4) 削除</p> <p>(5) 削除</p> <p>第17条 (略)</p>

～2022年2月28日

2022年3月1日～

(定額利用料等の支払義務)

第18条 第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ1(コース1の[プラン5若しくはプラン8に係るものを除きます。](#))、タイプ6のコース1、タイプ6-3のコース1(音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。)又はタイプ8のコース1(プラン25若しくはプラン26に係るものに限ります。))に係る者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、当社が提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定する第2種契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

2～4項 (略)

第19条 前条に規定する第2種契約者は、[ダイヤルアップ回線\(当社が別に定めるものに限ります。\)](#)からアクセスポイントに接続して行った通信について、当社が測定した接続通信時間(その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。)と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

(定額利用料等の支払義務)

第18条 第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ1(コース1の[プラン6若しくはプラン7に係るものに限ります。](#))、タイプ6のコース1、タイプ6-3のコース1(音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。)又はタイプ8のコース1(プラン25若しくはプラン26に係るものに限ります。))に係る者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、当社が提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定する第2種契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

第19条 前条に規定する第2種契約者は、[ポータブルIPアクセスを利用してIP通信網へ通信を行う場合において](#)、当社が測定した接続通信時間(その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。)と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

～2022年2月28日	2022年3月1日～
<p><u>2</u> 第2種契約者は、前項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第2種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p> <p><u>(注)</u> <u>本条第1項が規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、料金表第1表（料金）に規定する特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスとします。</u></p> <p>第20条～第23条 （略）</p> <p>第6章～第7章 （略）</p> <p>別記 （略）</p> <p>料金表 通則 （略）</p>	<p><u>2</u> <u>前条に規定する第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行った通信（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続を含みます。）について、料金表第1表（料金）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。</u></p> <p><u>3</u> 第2種契約者は、前<u>2</u>項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第2種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p> <p>第20条～第23条 （略）</p> <p>第6章～第7章 （略）</p> <p>別記 （略）</p> <p>料金表 通則 （略）</p>

～2022年2月28日

2022年3月1日～

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信又は保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（<u>利用回線及び特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものを含まます。</u>）</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td><u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができる</u>とともに、<u>D S L回線を使用して通信を行うことができるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（ <u>利用回線及び特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものを含まます。</u> ）	タイプ2	<u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができる</u> とともに、 <u>D S L回線を使用して通信を行うことができるもの</u>
区 別	内 容						
タイプ1	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（ <u>利用回線及び特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものを含まます。</u> ）						
タイプ2	<u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができる</u> とともに、 <u>D S L回線を使用して通信を行うことができるもの</u>						

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信又は保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td><u>特定ダイヤルアップ回線又はポータブルI Pアクセス</u>を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>D S L回線を使用して通信を行うことができる<u>とともに、特定ダイヤルアップ回線又はポータブルI Pアクセスを使用し</u><u>て通信を行うことができるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	<u>特定ダイヤルアップ回線又はポータブルI Pアクセス</u> を使用して通信を行うことができるもの	タイプ2	D S L回線を使用して通信を行うことができる <u>とともに、特定ダイヤルアップ回線又はポータブルI Pアクセスを使用し</u> <u>て通信を行うことができるもの</u>
区 別	内 容						
タイプ1	<u>特定ダイヤルアップ回線又はポータブルI Pアクセス</u> を使用して通信を行うことができるもの						
タイプ2	D S L回線を使用して通信を行うことができる <u>とともに、特定ダイヤルアップ回線又はポータブルI Pアクセスを使用し</u> <u>て通信を行うことができるもの</u>						

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
	<p>タイプ3 ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、光アクセス回線のうち、他社接続契約者回線又は当社以外のコラボレーション事業者が提供する電気通信サービスを使用して通信を行うことができるものであって、タイプ8以外のもの</p>		<p>タイプ3 光アクセス回線のうち、他社接続契約者回線又は当社以外のコラボレーション事業者が提供する電気通信サービスを使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、タイプ8以外のもの</p>
	<p>タイプ6-2 ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るものに限り、）を使用して通信を行うことができるもの</p>		<p>タイプ6-2 モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るものに限り、）を使用して通信を行うことができるとともに、ポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの</p>
	<p>タイプ6-3 ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約及び卸Xi契約に係るものに限り、）を使用して通信を行うことができるもの</p>		<p>タイプ6-3 モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約及び卸Xi契約に係るものに限り、）を使用して通信を行うことができるとともに、ポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの</p>

～2022年2月28日	2022年3月1日～
-------------	------------

	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">タイプ7</td> <td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができますととも、主としてポータブルIPアクセスを利用してIP通信網へ通信を行うものであって、タイプ1からタイプ6-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ8</td> <td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができますととも、光コラボレーションモデルサービスを使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table>	タイプ7	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます ととも、主としてポータブルIPアクセスを利用してIP通信網へ通信を行うものであって、タイプ1からタイプ6-2以外のもの	タイプ8	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます ととも、光コラボレーションモデルサービスを使用して通信を行うことができるもの	備考 (略)			<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">タイプ7</td> <td>主としてポータブルIPアクセスを利用してIP通信網へ通信を行うものことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものであって、タイプ1からタイプ6-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ8</td> <td>光コラボレーションモデルサービスを使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table>	タイプ7	主としてポータブルIPアクセスを利用してIP通信網へ通信を行うものことができるとともに、 特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるもの であって、タイプ1からタイプ6-2以外のもの	タイプ8	光コラボレーションモデルサービスを使用して通信を行うことができる ととも に、 特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの	備考 (略)	
タイプ7	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます ととも、主としてポータブルIPアクセスを利用してIP通信網へ通信を行うものであって、タイプ1からタイプ6-2以外のもの														
タイプ8	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます ととも、光コラボレーションモデルサービスを使用して通信を行うことができるもの														
備考 (略)															
タイプ7	主としてポータブルIPアクセスを利用してIP通信網へ通信を行うものことができるとともに、 特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるもの であって、タイプ1からタイプ6-2以外のもの														
タイプ8	光コラボレーションモデルサービスを使用して通信を行うことができる ととも に、 特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの														
備考 (略)															
(2) タイプ1の区分に係る料金の適用	ア タイプ1には、次の区分があります。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>区 別</u></th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>コース1</u></td> <td>コース2以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	<u>区 別</u>	内 容	<u>コース1</u>	コース2以外のもの		ア タイプ1には、次の区分があります。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>区 分</u></th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区 分</u>	内 容						
<u>区 別</u>	内 容														
<u>コース1</u>	コース2以外のもの														
<u>区 分</u>	内 容														

～2022年2月28日

2022年3月1日～

コース2 当社が指定するアクセスポイントに接続して通信を行う場合に、当社の提供区間と特定協定事業者（共通編別記2の(1)及び当社が別に定める特定協定事業者に限ります。以下この欄において同じとします。）の提供区間とを合わせて当社がその第2種契約に係る利用料を設定するもの（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）

(注) この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、ソフトバンクモバイル株式会社とします。

イ コース1には、次の区分があります。

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>プラン1</u>	<u>利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が4時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、4時間を超える場合は4時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u>

～2022年2月28日

2022年3月1日～

プラン2	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が15時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、15時間を超える場合は15時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン3	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が40時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、40時間を超える場合は40時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン4	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が100時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

～2022年2月28日

2022年3月1日～

プラン5	接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。
プラン6	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が0時間までの場合は基本額のみを適用し、0時間を超える場合は0時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン7	特定ダイヤルアップ回線から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。
プラン8	特定ダイヤルアップ回線（株式会社NTTドコモのものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。
備考	
1 プラン5については、利用回線を使用して通信を行うことができます。	

プラン6	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が0時間までの場合は基本額のみを適用し、0時間を超える場合は0時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン7	特定ダイヤルアップ回線から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。
プラン8	特定ダイヤルアップ回線（株式会社NTTドコモのものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。
備考	
1 削除	

～2022年2月28日

2022年3月1日～

2 プラン7及びプラン8に規定する株式会社NTTドコモのFOMA契約に係る特定ダイヤルアップ回線は、パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランに係るものに限りま

3 当社は、プラン1からプラン5又はプラン7に係る第2種契約の申込みを承諾しません。

4 第2種契約者は、プラン1からプラン5又はプラン7への細目又は区分等の変更の請求を行うことはできません。

5 プラン7については、ダイヤルアップ回線から従量制アクセスポイントに接続して通信を行う場合、利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が3時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、3時間を超える場合は3時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ウ コース2には、次の区分があります。

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
------------	------------

2 プラン7及びプラン8に規定する株式会社NTTドコモのFOMA契約に係る特定ダイヤルアップ回線は、パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランに係るものに限りま

3 当社は、プラン7に係る第2種契約の申込みを承諾しません。

4 第2種契約者は、プラン7への細目又は区分等の変更の請求を行うことはできません。

5 削除

～2022年2月28日

2022年3月1日～

プラン1

① 当社が指定するアクセスポイントに
接続して通信を行う場合
接続通信時間の料金月単位での累計時
間が1時間までの場合（累計時間が0の
場合を含みます。）は基本額のみを適用
し、1時間を超える場合は1時間を超え
る1分までごとに加算額1を計算し、基
本額にその額を加算して適用します。

② ①以外の場合

接続通信時間の料金月単位での累計時
間1分までごとに加算額2を計算し、基
本額にその額を加算して適用します。

プラン2

① 当社が指定するアクセスポイントに
接続して通信を行う場合
接続通信時間の料金月単位での累計時
間が3時間までの場合（累計時間が0の
場合を含みます。）は基本額のみを適用
し、3時間を超える場合は3時間を超え
る1分までごとに加算額1を計算し、基
本額にその額を加算して適用します。

～2022年2月28日

2022年3月1日～

② ①以外の場合

接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

プラン3

① 当社が指定するアクセスポイントに接続して通信を行う場合

接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

② ①以外の場合

接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

～2022年2月28日

2022年3月1日～

<p><u>プラン4</u></p>	<p><u>① 当社が指定するアクセスポイントに接続して通信を行う場合</u></p> <p><u>接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u></p> <p><u>② ①以外の場合</u></p> <p><u>接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u></p>
<p><u>プラン5</u></p>	<p><u>① 当社が指定するアクセスポイントに接続して通信を行う場合</u></p> <p><u>接続通信時間の料金月単位での累計時間が4時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、4時間を超える場合は4時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u></p>

～2022年2月28日		2022年3月1日～									
	<table border="1"> <tr> <td>コース1 - 2</td> <td>当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもので<u>あって、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信をこの表の(18)欄に限定しているもの</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table>	コース1 - 2	当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもので <u>あって、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信をこの表の(18)欄に限定しているもの</u>	備考 (略)			<table border="1"> <tr> <td>コース1 - 2</td> <td>当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもので<u>あってコース1以外のもの</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table>	コース1 - 2	当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもので <u>あってコース1以外のもの</u>	備考 (略)	
コース1 - 2	当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもので <u>あって、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信をこの表の(18)欄に限定しているもの</u>										
備考 (略)											
コース1 - 2	当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもので <u>あってコース1以外のもの</u>										
備考 (略)											
	イ (略)		イ (略)								
(4) タイプ3の区分に係る料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ アクセス回線の細目等による区別</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) コース1のメニュー2に係るもの</p> <table border="1"> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1 <u>プラン5のダイヤルアップ回線から行う通信については、当社が別に定めるダイヤルアップ回線に限り行うことができます。</u></td> </tr> <tr> <td>2～3 (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(注) この備考の1に規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、この表の(18)欄に規定するものとします。</u></td> </tr> </table>	備考	1 <u>プラン5のダイヤルアップ回線から行う通信については、当社が別に定めるダイヤルアップ回線に限り行うことができます。</u>	2～3 (略)	<u>(注) この備考の1に規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、この表の(18)欄に規定するものとします。</u>	(4) タイプ3の区分に係る料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ アクセス回線の細目等による区別</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) コース1のメニュー2に係るもの</p> <table border="1"> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1 削除</td> </tr> <tr> <td>2～3 (略)</td> </tr> </table>	備考	1 削除	2～3 (略)	
備考											
1 <u>プラン5のダイヤルアップ回線から行う通信については、当社が別に定めるダイヤルアップ回線に限り行うことができます。</u>											
2～3 (略)											
<u>(注) この備考の1に規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、この表の(18)欄に規定するものとします。</u>											
備考											
1 削除											
2～3 (略)											

～2022年2月28日		2022年3月1日～	
	(ウ)～(工) (略) エ～オ (略)		(ウ)～(工) (略) エ～オ (略)
(5)の3 タイプ6 - 3の区分に係る 料金の適用	ア～カ (略) シ プラン2には、次の区分があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">備考 1～5 (略) 6 第2種契約者は、ダイヤルアップ回線からの通信を行うことはできません。 7～14 (略)</div> ス プラン3には、次の区分があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">備考 1～5 (略) 6 第2種契約者は、ダイヤルアップ回線からの通信を行うことはできません。 7～14 (略)</div> セ (略)	(5)の3 タイプ6 - 3の区分に係る料 金の適用	ア～カ (略) シ プラン2には、次の区分があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">備考 1～5 (略) 6 第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線及びボ ーダブルIPアクセスを使用して通信を行うことはで きません。 7～14 (略)</div> ス プラン3には、次の区分があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">備考 1～5 (略) 6 第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線及びボ ーダブルIPアクセスを使用して通信を行うことはで きません。 7～14 (略)</div> セ (略)
(6)～(9)	(略)	(6)～(9)	(略)

～2022年2月28日

2022年3月1日～

(10) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料の適用

ア 当社は、電話等サービス契約約款に定める選択制による通話料金の月極割引（当社が別に定めるものに限りま
す。）の適用を受けている第2種契約者（タイプ1のコース1（プラン1からプラン4に係る者に限りま
す。）若しくはコース2（プラン1からプラン4に係る者に限りま
す。）、タイプ2のコース1又はタイプ3のコース1のメニュー2（プラン1からプラン2に係る者に限りま
す。）であって、電話等サービスの月極割引を選択する旨の申出があった者に限りま
す。以下この欄において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、12料
金以上の継続利用（以下この欄において「電話等サービスの月極割引との複合継続利用」といいます。）の申出があ
った場合には、この表の(2)欄のイの表の利用料の適用の規定及び1-2-1（利用料）(1)（タイプ1のもの）ア（コース1のもの）の加算額の額にかかわらず、次の(ア)及び(イ)のとおりとします。
(ア) 利用料は、次表の規定により適用します。

区 分

利用料の適用

(10)

削除

～2022年2月28日

2022年3月1日～

<u>プラン1</u>	<u>接続通信時間の料金月単位での累計時間が6時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、6時間を超える場合は6時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u>
<u>プラン2</u>	<u>接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u>
<u>プラン3</u>	<u>接続通信時間の料金月単位での累計時間が55時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、55時間を超える場合は55時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u>

～2022年2月28日

2022年3月1日～

プラン4 接続通信時間の料金月単位での累計時間が130時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、130時間を超える場合は130時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

(イ) 加算額は、次表に規定する額を適用します。

<u>区分</u>	<u>加算額（1分までごとに）</u>
<u>プラン1</u>	<u>7円（7.7円）</u>
<u>プラン2</u>	<u>4円（4.4円）</u>
<u>プラン3</u>	<u>3円（3.3円）</u>
<u>プラン4</u>	<u>2円（2.2円）</u>

イ 当社は、電話等サービスの月極割引との複合継続利用の申出があったとしても、この申出を承諾しません。

ウ 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（第2種契約者の申込みと同時に電話等サービスの月極割引との複合継続利用の申出があった場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月）から適用します。

～2022年2月28日

2022年3月1日～

エ 当社は、次のいずれかに該当する場合は、

電話等サービスの月極割引との複合継続利用を廃止しま
す。

(ア) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係
る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについ
て、タイプ1のコース1（プラン5を除きます。）以外
への細目若しくは区分等の変更があったとき、又は第2
種契約の解除があったとき。

(イ) 電話等サービスの月極割引の廃止（その電話等サー
ビスの月極割引以外の電話等サービスの月極割引の選択
の申出に伴うものを除きます。）又は電話等サービスの
月極割引に係るOCN特別適用若しくはOCN追加割引
の廃止があったとき。

(ウ) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る
第2種契約者から、その利用の廃止の申出があったと
き。

(エ) その他イに規定する承諾条件を満たさなくなったと
き。

～2022年2月28日

2022年3月1日～

オ 当社は、電話等サービスの月極割引との複合継続利用の廃止があった場合は、その廃止があった日を含む料金月までの利用料について、電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料を適用します。

カ 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第2種契約者は、その適用が開始された料金月から起算して12料金月の間に電話等サービスの月極割引との複合継続利用の廃止があった場合には、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月からその12料金月のうちの最終料金月までの料金月数に200円を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただくことがあります。

キ 当社は、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更をした場合は、電話等サービスの月極割引を適用しません。

(注) この欄のアに規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、次に掲げるものとします。

(ア) 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ

(イ) 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ

(ウ) 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ

～2022年2月28日		2022年3月1日～					
	<p><u>(工) 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u></p>						
(11)～(13)	(略)	(11)～(13)	(略)				
(14) <u>長期継続利用に係る基本額の適用</u>	<p><u>ア 当社は、第2種契約者（タイプ1のコース1のプラン4に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次表に規定する期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-1（利用料）(1)（タイプ1のもの）ア（コース1のもの）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>継続して利用する期間</u></th> <th><u>基本額の減額（月額）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>36料金月</u></td> <td><u>820円（902円）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（タイプ1のコース1のプラン4に係る第2種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月）から適用します。</u></p>	<u>継続して利用する期間</u>	<u>基本額の減額（月額）</u>	<u>36料金月</u>	<u>820円（902円）</u>	(14)	<u>削除</u>
<u>継続して利用する期間</u>	<u>基本額の減額（月額）</u>						
<u>36料金月</u>	<u>820円（902円）</u>						

～2022年2月28日

2022年3月1日～

ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る第2種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間が満了する料金月の末日の10日前までに、新たに長期継続利用を当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用に係る第2種契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から長期継続利用期間が満了する料金月までの料金月数に対応する廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

キ 当社は、長期継続利用の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。

～2022年2月28日	2022年3月1日～
-------------	------------

	ク 当社は、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更をした場合は、長期継続利用を適用しません。
(15)～(28)	(略)

(15)～(16)	(略)

1-2 料金額

1-2-1 利用料

(1) タイプ1のもの

[ア コース1のもの](#)

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1	基本額 (月額)	980円 (1,078円)
	加算額 (1分までごとに)	10円 (11円)
プラン2	基本額 (月額)	1,750円 (1,925円)
	加算額 (1分までごとに)	7円 (7.7円)
プラン3	基本額 (月額)	2,300円 (2,530円)
	加算額 (1分までごとに)	5円 (5.5円)
プラン4	基本額 (月額)	2,800円 (3,080円)
	加算額 (1分までごとに)	3円 (3.3円)
プラン6	基本額 (月額)	250円 (275円)
	加算額 (1分までごとに)	15円 (16.5円)

1-2 料金額

1-2-1 利用料

(1) タイプ1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン6	基本額 (月額)	250円 (275円)
	加算額 (1分までごとに)	15円 (16.5円)

~2022年2月28日	2022年3月1日~
-------------	------------

プラン7	基本額 (月額)	800円 (880円)
	加算額 (1分までごとに)	10円 (11円)
備考 (略)		

プラン7	基本額 (月額)	800円 (880円)
	加算額 (1分までごとに)	10円 (11円)
備考 (略)		

イ コース2のもの

	<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>プラン1</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>400円 (440円)</u>
	<u>加算額1 (1分までごとに)</u>	<u>10円 (11円)</u>
	<u>加算額2 (1分までごとに)</u>	<u>10円 (11円)</u>
<u>プラン2</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>980円 (1,078円)</u>
	<u>加算額1 (1分までごとに)</u>	<u>10円 (11円)</u>
	<u>加算額2 (1分までごとに)</u>	<u>10円 (11円)</u>
<u>プラン3</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>2,350円 (2,585円)</u>
	<u>加算額1 (1分までごとに)</u>	<u>10円 (11円)</u>
	<u>加算額2 (1分までごとに)</u>	<u>10円 (11円)</u>
<u>プラン4</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>4,700円 (5,170円)</u>
	<u>加算額1 (1分までごとに)</u>	<u>10円 (11円)</u>
	<u>加算額2 (1分までごとに)</u>	<u>10円 (11円)</u>
<u>プラン5</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>1,200円 (1,320円)</u>
	<u>加算額1 (1分までごとに)</u>	<u>9円 (9.9円)</u>
	<u>加算額2 (1分までごとに)</u>	<u>9円 (9.9円)</u>

備考

～2022年2月28日

2022年3月1日～

- 1 当社は、メールアドレスを当社が指定する方法により割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が指定する方法で、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社のホームページ (<https://support.ntt.com/ocn/support/pid2990021006>) に定めるところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が採用するコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が採用するウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社のホームページ (<https://www.ntt.com/personal/services/option/mail/vcheck-s-mail.html>) に定める方法により利用可能とします。
- 7 この備考の4の電子メールの転送の停止により、第2種契約者の電子メールの利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、第2種契約者はあらかじめ同意するものとします。

(2)～(3) (略)

(2)～(3) (略)

～2022年2月28日

2022年3月1日～

1-2-2 定額利用料

(1) タイプ1のもの

[ア コース1のもの](#)

1 契約者識別符号ごとに

区 分	料 金 額
プラン5	1,950円 (2,145円)
プラン8	500円 (550円)
備考 (略)	

1-2-2 定額利用料

(1) タイプ1のもの

[ア コース1のもの](#)

1 契約者識別符号ごとに

区 分	料 金 額
プラン8	500円 (550円)
備考 (略)	